

第3回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会議事録

日時：平成22年7月7日（水）

午後1時30分から3時30分まで

場所：県庁行政庁舎13階 環境生活部会議室

1 開会

2 挨拶（佐藤 敏悦 座長）

3 議事

【佐藤座長（以下座長）】お手元に検討会の次第がございます。議題として、第2回の論点整理から、モニター、それから取組宣言の改正（案）についてということでございます。いずれも関連しておりますので、まず一括して説明をお願いできればという風に思うのですが、よろしければそういう風に。

【菅原】（説明）

【座長】これより、今の説明がありました見直しの方向性についてご議論をいただくわけですけども、その前に私から、6月18日にみやぎ食の安全安心推進会議がございましたので、そこでのお話を簡単にさせていただきます。

推進会議では、今回のここでやっておりますあり方検討について報告がありまして、5月19日と6月9日の2回に渡って検討会を開いた、その中で、例えば消費者モニター制度については、モニターという名称であるにも関わらずモニタリングをやっていないという実態に対する意見とか、モニターへのフィードバックが足りないというような意見が出されて、そこについての見直しを進めますという話、それから取組宣言についても、取組宣言をするメリット、及びそれを実感できるような対応といったものが必要ではないか、それからマークそのものもリニューアルが必要ではないかというような意見が出て、それを含めて検討しています。7月と8月にそれぞれ検討会を開いて、最終的なあり方の方向性が決まった段階で、8月27日に次のみやぎ食の安全安心推進会議がありますので、そこに私が報告するということで、この内容を説明しております。特に質問等ありませんけれども、困っているというのが現状なのかなという風に感じております。

以上私から、この部分だけお話しさせていただきます。

それではですね、項目数も割と多岐に及んでいますけれども、どの部分についてでも結構ですので、まずフリーに意見を頂戴して、その上である程度まとまった段階で、1つ1つ検討していくみたいという風に考えております。まず本当にフリーで結構でございます。どの項目でも結構でございますので、ご意見をいただければと思います。よろしければ佐々木さんから一言お願いします。

【佐々木】ちょっと今まとまっていないのですけれども。もうちょっとお待ち下さい。

【座長】では、どなたか。

【桔梗】はい。この短期間に今までのあり方検討会での話をこんなに立派に集約していただいて、ご苦労様です。ありがとうございます。素晴らしいと思って、見ながら聞いていました。まず、意見です。まとめたいたいものがとても分かりやすいので、このインデックスに従って、今回の案のまとめいただいたところをずっと見ていて感じたのですけれども、それで、最終的なところで三角形の、消費者と行政と事業者との3つ

のリングを見て、すごく素晴らしいと思ったのですけれども、この図を、まとめていただいたものを拝見して、再度改めて私がこの委員会に参加させていただいた時に感じていたことを再認識させていただきました。と言いますのは、やはり、安全安心というものの、まずは安全とは何だろう、その安全をもらって安心ということだよねということを話の中で皆さんと精査しながらきた中で、安全を作るための政策のあり方というところで、やはり、消費者と生産・製造者が、意思の共通化を図るとか、何かの共通項目を作るのが大事だということで話をしました。その中でこの表を見ていくと、今回のその案について、これを推進していくために、連携先が書かれているわけですけれども、この連携先に関しても意見してよろしければなんですか、よろしいでしょうか。と言いますのは、ここを拝見させていただきますと、ずっと見ていくと、例えば一番最初の①食品ウォッチャー事業とか見ていきますと、連携先に、東北農政局、その下に県内市町村（JAS 担当課）とあります。これは、どちらかと言うと、製造生産者に向けての指導や助言を常に行っていける機関だと思われます。その次に、県内各保健所というところの衛生管理というところでの指導という風に、これもやはり製造生産者側の指導、支援という風に私は感じます。その隣で、健康推進課、要は増進法の担当というところが、食の安全というところに寄与して、消費者の指導も含めて入ってくるという風に見ていきますと、ずっと今までの政策を見ていくと、やはり、作られる生産製造者側の方と、それを食べている消費者の私達の間での接点が行政だとするならば、物作りというのはそこに必ず経済局が、ここだと、何になるのですか。

【赤尾】いわゆる食品の製造……ではなくて、生産。そうすると、農政局とか、県ですと農林水産部になりますけれども。

【桔梗】農政部というよりは、要は経済支援をしている機関という風にイメージをするのです。

【赤尾】資源の方。いわゆるサポート。そうすると、商工……。

【桔梗】だから、商工系なのか、簡単に言ってしまえば、経済局というイメージがあるのですけれども、何故それが必要だと思うかというと、やはり、生産製造者の支援というものは、経済局があって、そこから支援というのが入ってきて、一つの商品化というのがあります。それは私も仕事で関わってきて、先ほど言っていたように、農商工連携というのも経済局が関わっています。地産地消を持ってきて、そこでものを作って、作ったものを一般生産して普及させましょうというのは、経済の形ですよね。その上で、今出てきているのが、いろいろな食べ物が出てきた中で、安全安心という運動をしているわけで、やはり、食べるところの商品そのものに当てたことの安全性と、食べる側の安全性といったら、その上でそのものを作っている仕組みに援助しているところが、食品の現場とかいうものを知らないと、行政などその上の成り立ちがうまくいかないと、実は別なところでも感じていることです。だから、ここはあくまで農政局も入っているけども、あくまで農政局はJAS 法に関する指導的な部分で入っているのですけれども。

【赤尾】そうですね。あくまで食品表示ウォッチャーという形での連携なので。

【桔梗】ずっと見ていくと、いろいろなところで農政局とかそういうところが関わってきているのだけれども、大との、製造生産のところで支援をしていて、それを販売促進させている経済局の方にもやはりその辺のご理解を今後いただいた方が、どうせ作るのであればやはりいい物作りという風にしていかないと、悪い物作りというわけではないのですが、農商工連携の場合、実を言うと今、生産者さんが一生懸命畑で作っているものだけではなくて、新聞にも最近出ますけれども、食品の工業化が進んでいて、そこに IT 分野も入ってきているわけですよ。バイオテクノロジー。次のことを考えていくと、やはりお金がどこに落ちていくのかということを考えて、お金を落とす機関も連携していく必要が、私はすでに必要なではないかと思うので、連携先のところに、具体的にどこというより、全体で入って欲しいなと私は思いますけど。経済局という、役割がよく分からぬのですけれども、県としてお金を支援してくれる、経済政策のところが入った方がいいのではないかと感じます。

【座長】ちょっと私なりに、今桔梗さんがおっしゃったことを解釈すると、例えば今様々な産業支援の事業の中に、例えばエコというテーマであれば、エコに関していろいろな支援の形があって、例えば生産性を向上させるというエコの場合とか、それからできあがる製品が極めてエコな製品を作った場合の支援とか、いろいろな形があるわけですよね。同じ事が、安全安心ということをテーマにした、そういった経済的支援、もしくはそれは、企業に対してでも、生産者に対してでも、メーカーに対してでもいいわけですけれども、そういうのが現実問題として今あるのだろうか。もしあるとすれば、その部分とこの食の安全安心という、農政絡みでできている部分というのはどういう風に結びついているのか、もしくは結びついていないのか、その辺あたりの実情がもし分かれば、まずそこからなのかなと感じています。

【赤尾】そうですね。実情としましては、一応県の中で食産業振興課とかいろいろありますよね。そこら辺とは、月1回、庁内連絡会議という形で情報は共有しているのです。ただ、それからさらに広がる部分もありますよね。今話が出ましたエコ関係での資源循環推進課とか、環境政策、並びに、食という形になってくると、流通分野も入ってきますよね。そうすると、農政というより商工という、一方大きく広げていくという形になるので、今のところ、とりあえずは県内の食に関係する10課、いわゆる、農政部局でも畜産課とか食産業振興課とか、直接生産の方と関係する課ですけれども、そことは毎月1回、定例会議という形での情報共有とか、ここでのあり方検討会の話とか、そういう形も伝えてはおります。ただ、そこからさらに進んで、企業の支援そのものとか、その課とのパイプというのは、今のところ持ってはいないですね。

【相原】実はですね、桔梗さんから電話いただいたのですけれども、その前にうちに仙台市農政局が来たのですよ。そして、「相原さんちの野菜でお菓子にできる何かないか」と来たわけですよ。私が、今ヒット商品というか、私がすごくおすすめしたい野菜があるんだと、それは西洋ふきといって、ルバーブなんですけれども、今東京ですごくブームになっていて、これをぜひ仙台で広めたいと思って、お菓子でこれをぜひやって欲しいと思ったのです。それを提供したのです。「私がケーキ屋さんとか菓子製造業に当たって、少し、やってみるから」と言われたのです。そうしたら、そうしている間に、今度は農協が来たのです。JAで今度、やはりそういう、「農家さんがやっていて、お菓子とか何か目に付く、そういう風なものを製造したい」と、またうちに来たんですよ。JAさんは何をやるのかと思ったら、ゼリーで農家の野菜を普及させたいと、こうきたわけですよ。そこで、ゼリーとかだとやはりルバーブしかないと思って、またルバーブを薦めたのです。試作だからただで一応やったのです。今日午前中に、JAの方が先に来て、ケーキ屋さんの方はまだこないですね。個別にケーキ屋さん当たっているからちょっと待っていてと。農協さんが来まして、ゼリーにしたらうまくできたら。だからもう1回、皆に品評会に出すから、譲って欲しいと来たわけですよ。私はこれを何とか商品化していくのかなと思って、今、じわじわと、農政企画課とかJAとかが動いていて、商品開発に力を入れているという実態が、今来ているわけですよ。

【座長】基本的にはですね、例えば今の産業活動の中で言うと、二酸化炭素に対する排出であるとか、今25%に上げて中途半端になっていますけれども、ああいったいわゆる削減目標があるものについては、国も支援しやすいわけですよね。現実問題としてそういう支援態勢があるわけですよ。ところが安全という部分については、非常に難しいのですよね。専門監がおっしゃったように、実は流通とか、そういったレベルにまでこの安全というのを一つの価値、もしくは義務的な要素として盛り込んでいくとなると、これは非常に事業を構成していくのがいろいろな面で難しいのですよね。恐らくさっき桔梗さんがお聞きになったのはそういうことなのだろうということで、ちょっと質問に変えさせてもらいましたけれども、やはり現実問題として、安全をまず第一義的に取り組んだところに対して、経済産業省の支援でも構わないのですけれども、そういったものをまずもってやるのだったら、安全という部分をどうやって担保するかという、その部分を最初に見た上で初めて、では今度は事業化に対してはこういう支援がありますよという、そういう持つていき方をやらないと、本

末転倒になってしまふのですよ。そこが、逆に言うと一番難しいところなのですけれどもね。

【植松】今の話は、一般消費者の、本当に私達なんか売り場に行って商品を買う立場からすると、はつきり言って全然分からぬ話ですよね。それで、私にとって安心安全とは何かと言ったら、使っている原料はどこの国から取れて、例えばその栽培に当たってはどのような農薬が使われて、例えば魚介類だったら海洋汚染についてとか、そういったことについてのある程度の検査がされているだろうかとか、そういったことなのですよ。経済支援とか、そういったことは、申し訳ないですけれども、私達一般消費者にとって全く関係のないことであって、売り場に並んだ商品を選択する段階で、本当に安全が担保されているかどうかは、宮城のスーパーに並んでいる商品とか、レストランとか行って食べるところのものが全部担保されているのかというのがとても大事なことなわけであって、申し訳ないですけれども、それは事業者側とかの、宣言されている側に対して県がどのように指導されたりしていくことが大切なのかということだと思うのですね。

【赤尾】一番基本は、こういうのが、本当に正しい表示がされていて、しかも安全だというものの担保をどうするかということで、それで、県内ですと保健所の方ですけれども、監視したりとかやつていて、最近さらに、今いろいろお話を出たように、これが工場に作られてから消費者に届くまでの CO₂ の分解とか、いわゆる容器、最終的にどういう風な形にリサイクル、一升瓶みたいなものもあれば、ペットボトルみたいなものもあって、容器包装をどうするかという、だんだんそういう風に広がってはきているのですね。ただ、基本にあるのはあくまでも食の安全という形をまず、きちんと、いろいろな方法で……。

【植松】食の安全と一口で言ってしまうじゃないですか。でも、安全というのは多岐に渡る面があるわけですよね。原料段階から、生産工程の段階から、消費者の、ユーザー側の問題もあるし、それを一口に安全とか言ってしまうわけだから……。

【赤尾】確かに、いわゆる、お茶を育てる時の、どういう堆肥を使っているのかという話から始まるケースもあるし、実際作っている工場の、例えば HACCP を取っているとか、ISO22000 を取っているとかというレベルの問題。

【植松】それもあるし、もう少し大きく、大局的に考えれば、資源の問題だったり、農業の後継者の問題だったりとか、本当にいろいろな意味で多岐に広がってしまうわけで、私達一般消費者の立場にいると、このリンクの中身をやるだけで、今までよりはかなり精度の高いというか、内容の濃い消費者モニター制度にはなるのではないかという気はするのですね。ただ、これを実行するに当たって、ウォッチャーを選考する基準はどうなのかとか、公取のモニターを選ぶというのはどういう風にして選ぶのかとか、1回選んでしまった人はもう二度とはなれないのかとか、そういう実務的なレベルのことも気になりますし。

【赤尾】一応ここの④の中にも、食の安全安心基礎講座という形でいろいろな講座を受けて、それを受講された方から、積極的にウォッチャーなり②公正取引協議会モニターの方にいっていただくとか、1回ウォッチャーになられた方は、多くの人に機会を与えるためにということで回していくことは思っているのです。どうしてもそれは、地域の問題もありますよね。宮城県という形で募集しても、どうしても仙台にお住まいの方が多くなってくる。そうすると、例えば栗原とか登米市、気仙沼あたりの方にもいろいろ情報提供なり。あとどうしても、仮に基礎講座を開くとすると、月1回通しという形になってくると、なかなか遠方の方だと出てくるのが難しいので、ゆくゆくは各圏域でという形で、そうすればある程度モニターの方達の食に対する意識というのも満足していくかと思っています。それで、その基礎講座の中で、いろいろここに書いてありますように、農薬、牛トレ、貝毒、あと、今お話をありましたように、月1回の県庁内で定例会議を行っているのが、薬務課とか、健康推進課とか、いわゆる食産業振興とか。ですからそちらの方の立場でのいろいろ情報提供なりという形でもいろいろできると思うのです。特に今年4月から口蹄疫の問題も出ていますので、そちらもあと畜産課の方から具体的な、実際宮崎に応援に行ったりして現地での情報も持っていますので、差し障りない程

度でそういう話をするとか。関連して、去年新型インフルエンザが出たのですけれども、それに関しては農務課なりがお話をするとか、そういう形でいろいろやつていけるとは思うのです。食品工場見学の方も、工場見学（新規）の中に、いわゆる食品リサイクルも入れているのですけれども、そこら辺も、今環境負荷の問題というものがいろいろ大きく取り上げられていますし、実際に大崎のA店ですが、あそこは豆腐とかやつていての大豆かすが出るのですね。その大豆かすの有効利用という形でいろいろ行っているから、そういうものを見たりとか、大きな総菜製造業とか、学校給食ですと廃油が出る、その廃油をBDF（Bio Diesel Fuel）、オイルプラント名取さんの方でバイオディーゼル（BDF）に回したりとかといふこともやっているので、そこだけ抱き合させてみればいろいろ面白くできると思うのですよ。こういう形でモニターの方にもいろいろ興味を持っていただくとともに、積極的な参加としてのウォッチャー。

【植松】逆に生産者・事業者側の、宣言になるこの項目だけだと何となく内容が……。モニターの内容が余りにも精査されているのに……。確かにもう食品衛生法という国の法律もあるからなのかも知れないのですが、何か、一言で終わっていて、消費者側から見て、生産者とか事業者に対して、ここがこうだから安全なんだよというのがやはり伝わってくるところがないのかなみたいな印象なのです。

【佐々木】安心安全もそうなのですけれども、さっき桔梗さんが話したようにですね、富県みやぎ何とかということで、お金をあげるからこれをやれとかいう話は実際ありました。ただ、同じ業種ではなくて、いろいろな水産加工の人達を集めて何回か会議をしましたけれども、結局は安心安全の話ではなくて、今ある原料をどういう有効利用するんだとか、そういうことで、つまりあれですよね、富県みやぎ。

【赤尾】そうですね。どうしても、いろいろ輸出でお金を……。

【佐々木】それで、そのお金を使って何かしなさいという話はありましたよ。ただこの動きとまるつきり違った。

【赤尾】また別な動きになるのですよね。知事が自らロシアにという。

【佐々木】そういう動きがあるのです。この安全の話は一言もないのです。全部金儲けをということ。

【桔梗】ただやはり食品なので、全体で考えないと、宮城県が良くならないから、そういうところにちょっと安全というキーワードを、消費者が考えている安全とはなんぞやというところもちょっと耳に入らないと。私も子育て世代をしている、同じ消費者なので、やはり家族を元気にするために、健康に育つためにとやっていいわけで、作ってくれる人にそれが響かないというのは、ここでは響くし、生産者製造者もやっている、だけど、支援している人が分かっていないというのが一番問題なのですよ。

【植松】例えば海外、中国とか韓国とかにお米やりんごを輸出することがあるとしても、その人達だって安全というのは当然当たり前じゃないですか。倫理的な問題で。だから宮城県としての出す時の……。

【赤尾】そうですね。今特に、出す時に、二国間協定という形で、あっちからも衛生のあれを求められる。

【植松】向こうの國のものがあると思うし。

【赤尾】それを、水産ですと、対米輸出の認定工場とか、今肉に関しても、口蹄疫の問題でアメリカに輸出できないけれど、鹿児島と宮崎と群馬のと畜場はアメリカに輸出できるのですね。あっちの査察官が来て、チェックして、これは大丈夫だという形で。あと、中国とかに海産物を輸出する時も、輸出で地元の保健所が輸出の証明という形でいろいろ書類を出したりしているのですけれども。

【植松】そういうものが明確になっていれば、きっとされているのだと。

【赤尾】それで、どうしてもその前段階としてその資料が、宮城の登録認証ということとか、いろいろ認証、別冊3とかですね。そういうような形で、さらにもっと低いレベルの、取組宣言……。

【植松】この認証制度とか、それを、例えば、宮城県の事業者の今何%が登録しているということだけれど、それを何%に上げますというのを逆に目標にして欲しい。

【赤尾】逆に目標には一応なっているのです。

【植松】失礼しました。

【座長】今回の見直しのスタートラインがそこなのです。

【植松】そのところをもっと具体的に推し進めていただく方が、消費者としては安心です。

【桔梗】あと逆に、資料4のところにあるのですけれども、得意分野のところのアピールポイントの、例えばということで、減農薬だけを使っているとか、特栽のお米を使用していますとか、国産野菜のみという時に、前回の反省というと、いろいろなマークがあつたのだけれども、いろいろな取り組みがあつたのだけれども、消費者にそれが伝わっていないというのは何でなのかというと、やはり数字かなと思うのですね。だから例えば、「国産野菜のみ」と言つたら、「のみ」という言葉の表現は「100%」と捉えますけれども、「国産野菜を100%使用しています」とか、そこにガイドラインというものをこれに向けて作るべきだと思うのですけれども。減農薬の定義ですかね。宮城県の言う減農薬とは、例えばどういう定義なのかとか、どこと比べてなのか、現行と比べてどういうものを減農薬ここでいうのかという定義を。

【赤尾】そうですね。それは別冊3の一番前のところの、有機の策定図の中で、農薬節減不使用栽培とか、ある程度決まっているので、さらに載せる形でという風なことは……。

【桔梗】現行の基準があるのであれば、現行のものをスライドした形で。

【赤尾】うまく取り込んで表現してもらえばいいと思うんです。

【座長】実際僕自身、宮城の環境保全米の幹事をやっているからですけれども、難しいですよ。つまり、農薬、化学肥料は半分以下にという。その半分以下とは何ですかと言うと、例えば農薬だと、通常の成分の半分の成分、量ではないです。それから化学肥料は割とストレートに半分なのですね。だから、そういう基準を基準としてパーセンテージで出してもいいのだけれども、その基準の元になるベースとの対比が分かりにくい。だから僕なんかは、放送で出す時に、「半分以下」にという風に放送で出すわけです。キャッチフレーズも「半分以下」なんですよ。その「半分以下」の「半分」とは何というの非常のデリケートなのですね。

【桔梗】例えばこういう飲み物でも、コーヒーがあって、「微糖」とかいろいろな解釈があって。「無糖」は「無」でいいのですけれども。今までのものよりも、「減らしました」というと、何と比べてというものに関しては、商取でも何でもないわけで、何と比べてと言つて定義で調べると、自社製品の何かと比べて半分以下だったら「微糖」と使えるとか。そういう曖昧なものではなくて、ここでせっかくこういうものだから、横からスライドする数字があつても全然いいと思うのですけれども、やはり見て分かるというものが数字だと思うので。宮城県の減農薬というのは、例えば国の基準がこれだとすればそれに基づいてというもののなか分かりませんけれど、数字化というものがないと、今までと同じような形になるような、つまり、今座長もおっしゃったような、言葉の、突き詰めてみても分からないという。それは分からない、安心ではない、安全ではない。

【赤尾】そこは、デジタルで割り切れる部分と、アナログでほんわりとやっている部分があるから。

【植松】お米だったら精米して、玄米から70%まで精米してとか、精白米、100%、10割精米してということで、農薬なんかほとんど関係ないレベルの話もありましたし、逆に野菜だと、水洗いでほとんど落ちてしまつてゆでたりしてしまえば問題ない。では本当に何が安全か、安心かというと、逆に消費者の観点からいうと、減農薬だから、有機栽培米だからという、アピールポイントだというのはすごくよく分かるのだけれども、本当に食の安全安心とは何と言われると分かりませんよね。

【赤尾】今安全の部分で、保健所でもあれですし、野菜の収去検査を行つて、農薬もやつているのです。ほとんど出ないです。それでもやはり無農薬の野菜を食べたいという方が多いです。食衛法で特に問題なくとも、表示されている野菜を買うとか。

【桔梗】あまり細分化してしまうと、無農薬であつても化学肥料をいれているとかね。そうするともつと言葉

を巧みに言うと、無農薬無化学肥料というものを食べたいとかね。そうなると大変なのですよ。でもそこまで細分化したものは公的には必要はまだまだないと思っていて、だったらそういう店に個人で行って買えばいいのではないのというだけの話で、そういうお店がないわけではないから。ただやはりここで言っているのは、一番誰もが分かるのは、みやぎ HACCP というのはこうですと言っているから、それは分かりやすい話だし、国産野菜のみと言ったら国産野菜 100% という意味で 100% をつければいいわけで、ただ一番問題なのはここで言っている、特別栽培米も、宮城の特別栽培米の基準があるわけだから、それに当てればいいわけだと思うのだけれども、ここで言うと、減農薬の野菜というものの定義と、地産地消推進店と言うけれど、皆推進しているという気持ちがあれば推進店になるのか、地産地消をどのくらいやっているから推進店と言っているのかという、そういうところだと思うのですよね。

【座長】実はその辺の意味もあって、この資料（資料5「県等が実施している取組・マーク」）も付けて下さいと一番最初の時にお願いしたのは、現実問題として、この資料はそれぞれの分野で一定程度のレベルを保つことでもらっているものなのだから、それと県の安全安心宣言をどこかで連携させることはできないかというのが一つの目標ですね。だから、地産地消を唱うのであれば、県の新しいマークの隣に必ずこの地産地消のマークがなければならぬとか、それから特別栽培米を使っているのであれば、必ず県のマークで「うちは特別栽培米を使用しています」というのであれば、必ずそのそばにこれがなければいけないとか。そういう二重の保証をシステム的なものとして作っていくということは必要だろうという風に思うのですよ。

【桔梗】せっかくあるのでね。数値化されているものもあるので。

【座長】活用して初めて両方とも生きるという。

【桔梗】これ（「みやぎの環境に優しい農産物認証・表示制度」）なんかすごく浸透しているじゃないですか。これを見ると、減減なのか、ゼロゼロなのか、2分の1なのか、すごく分かりやすいし。

【赤尾】それで、この地産地消のマークも、ある程度の基準を満たしてという形では使われてはいます。

【入間田】はい。二つです。一つは安心宣言ことで、三角、丸から言うと、宣言のリニューアルというバサツとした言い方で、そして今、細かいことで数値化とかいろいろな話がありましたけれど、農業分野は割といろいろ数値化されていたりとか、いろいろな仕組みがあって、佐藤座長が言ったように、整理すればもう少し整理できると思うんですけども、安心宣言自体が、例えばB店もやっていれば、コンビニもやっていれば、C店もやっていれば、スーパーもやっていれば、普通の飲食店もあるという、様々な職種、種類が宣言している中で、こここの例だけ見ると、どこにもアピールポイントの例としては出てこないような部署もあるわけじゃないですか。その時に、農業は今いろいろなことをたくさん求められているので、記録だったりいろいろなものもものすごく求められていて、皆が頑張って底上げされていると思うから、スライドしやすいのだけれども、そういうのを、同じ宣言者としてどういう土俵に乗せるのかということを、決めていかないと、こちらはこっちにもマークがあつてその上の安心宣言ですという高度なレベルの安全宣言というようなことを、もう少し突っ込んでいかなければならぬと思いました。

それから、話は戻りますが、モニターのことです。モニターのことは本当に良くまとまって、素晴らしいと思いますし、やはり千人のモニターを宮城県としても活用したいという思いもすごく感じている中で、一つ思うことが、これから食品表示ウォッチャーにどういう基準で選んでいくのかというようなことも、千人の中で、単に講座を受ける受けないということだけで、当初は選ばれていくかと思うんですけども。審議会の委員で公募委員の方がたまたまお隣の席にいらっしゃって。この方が一年で終わってしまうのもったいないというか。私は長らく席に着いていて、長らくついているからいろいろなこと、県の資料なんかが読めてたり、仕組みがやつと分かってきているのに、公募委員さんが二年だけで終わってしまうというもったいなさ。きっとご本人も1クール、二年間終わってやつと流れが分かってきて、意見が言えるようになった段階で、終わると

思うんですよ。それでいいのかという思いがしていて。本当に、二年間で、確かに他の人に譲るという意味はあるのだけれども、ちょっと二年間というのは短すぎるような気がしているのが一つです。そのことを考えて欲しいと思います。

もう一つ、私達は県にいろいろ要求していく立場の仕事をしているのだけれども、たくさんやっている土台があって、その上で、例えば他でこうやっていると思った時に、うちの県でこの点は少ないと思ってもっとやって欲しいと思うことがあるのだけれども、そういうのもなかなか県民は理解できないわけじゃないですか。県は、スタンダードなことはやって当然なのですよ。それ以上のことを望んでいるのだけれども、やはりこういうモニターの人達にも、スタンダードとか、仕組みのことは本当に難しくて分からぬと思うので、講座でお話ししてもらうということもすごく大切なだけれども、ぜひお願いたいのが、推進会議みたいなものをたくさん傍聴してもらいたいと思うんです。なので、講座の中に、ぜひ。あとは、座長と直接お話しする機会とか。県の職員は、講師はお上手なのですが、とても淡々となさっていて。なので、そういう講座もちょっとふくらませていただき、一回くらい知事も出ていただいて。知事も千人の前で、自分の思っている食の安全のイメージと、富県みやぎとか、いろいろなことをご自身持っているわけですよね。そこら辺をどうしようとしているのか。それから、中国とかに輸出したいという思いもあって、中国が日本のものを買うというのは、根底には安全だから、お金持っている人が買うのだと思うのですよ。メラミンが混ざってしまった、一時日本のミルクが売り切れたという話がありましたよね。だから、高いものを買ってもらえるというのは、安全という担保をしているということを、やはり売りに行く人達も、私達が出て行くというよりは、向こうの人が、桔梗さんがおっしゃったように、この中に入れ込むということは、なかなか今までの仕組みの中だと難しいけれども、まず知事がこういうところに顔を出してお話ししてくれることでつながることもあるかと思うので、そこまで一気にいかないけれども、ぜひ基本の消費者モニターを活用する、育てる、そしてそれをもっと違うランクまでいってもらうというようなことを、この前段の中に、1ページ書いてもらって、その中に、ぜひ推進会議の会長の言葉なども入れて、知事と二人で、そんなことも、モニターにおいて考えて欲しいと思っています。

【座長】基本的に、モニターについて言うと、これまでの県の方法論、考え方のベースの中に、モニターというものを、言ってみれば、選ばれた消費者で、まず消費者教育の一つの姿の中に、モニターというものをある程度考える。元は違っていたはずなのですよ。元はモニターだったはずなのですが、その発想の部分があって、だから、使うというよりは育てようという意識の方が結構強かったと思うのですよ。ところが、現実問題としては、使わなければ育たないということもあるわけなので、せっかく千人いるモニターだから、それを単なる優れた消費者、いわゆる見る力のある消費者にするだけではなくて、実際問題として、他の人達にも啓蒙するための一つのリーダー役になってもらおうというニュアンスもモニターの中には当然あるわけなので、そういった形で育てていこうという視点が、ここには出てきているのだろうと思うのですよ。だから今入間田さんがおっしゃったように、モニターをもっと育ててもっと高いレベルでいろいろなことをやってもらえるような人達になってもらおうという方向性では、私は間違いない方向性だと思うし、そこの部分に向けての、ようやく一つのスタートラインができつつあるのかなという感じがあると思います。ただもう一方で言うと、今入間田さんがおっしゃったように、この安全宣言については難しい部分がやはりあって、先ほどから出ています、いわゆる産業育成、富県みやぎの中に、本当を言うと、自動車だって安全性が第一なのだから、安全なものを作る県なのだという、それを富県みやぎのトップ項目あたりに置いておいてもらわないと、本当の意味で実感が出てこないですね。

【桔梗】できれば、他のところにはないけれど、宮城県でやっているという意味では、安全安心というものに関してもかなり先駆者的に宮城県が走っているという感じを、初めてこの会議に来て受けたからなのですけれど

ど、リーダーとして走っているのであれば、なおのこと、やはり安全というものを掲げた県づくりというところをできれば、安全で経済が回っている。それほどいいものはないわけですから。さっき言い忘れたんすけれども、⑦のところで食産業振興課が入っていたりとか、⑨モニターアンケートのところでも農業・園芸総合研究所が入っていますよね。私はウォッチャーだとかモニターをやってきていますけれど、ここの中ででてくるというのが、研究所が分析に入っていますけれど、実際に米粉というものが一つの、経済と農業の振興というところの二つの課題に引っ掛かって、今米粉というものが宮城県の中でもすごくもてはやされていますけれども、そういうところでも、県北のある事業者が米粉をやったということになると、こういうところの分析なんかにも入ってきているわけですよ。実際にうちにも来ましたし。それをサンプルとして使ってみて、どうですかという意見が聞けるということは、仕事柄思いますけれど、それはアンケートではなくて、一種のモニターを使った周知なわけですよ。マーケティングであり周知にもなっているのですよね。そうすると、こういうものがあつたら今度スーパーに行ったら買おうとか、購買力もかきたてているというところにモニターが使われているのだから、やはりそれは、さっきの話で言えば、経済との関係は、安全というものになった経済発展ということになるだろうし、ここでの議論で言っている安全というのも、同じように実行実現するためには、やはりこの二つの課題が入っているということは、後ろに経済があるという風に私は思うので。モニターを使った安全をもっと推進していくことと、行政の仕組みにも、新しい動きになるのでできるかできないかは分からないですけれども、ぜひそこに参加というか、連携するところとして、仕組み作りの中として、新しい変革が起きるといいと思います。

【座長】ちょっと雑談風になってしまって申し訳ないのですけれども、今米粉の話が出てきたので。この間買い物に行って、米粉を見たんです。パン作り用の米粉を見たら、グルテン入りと書いてあったのですね。ご存じのように、米粉はグルテンが入っていないので膨らまないというのがあるので、グルテンが入っているということは、裏を見たら、一応ちゃんと表示がしてあるのですね。つまり小麦グルテンなのです。米粉の場合は、確かに米の消費拡大という要素の他に、実はアレルギー対策としての米粉というものがものすごくアピールされているわけですね。ところが麦は、要するに、当然アレルギー食品で、アレルギー表示が必要ですよね。米粉の中に小麦グルテンを入れるというのは、実用性は確かにあるのだけれども、それっていいのかなど、非常に悩みながらその商品を見ていました。もちろん買わないのですが。

【赤尾】実際その話は出るのですよね。パン米粉というのは、それこそ小麦アレルギーもという話で進んできただけれども、どうしてもパンを作った時にというので、小麦グルテン、そうすると、二律相反みたいになってしまって、純粹米粉パンであれば、小麦アレルギーは大丈夫だけれども、どうしても食感という部分で、小麦を使わざるを得ない。

【座長】非常にそこは悩ましいというか。安全という観点から言えば安全なのかも知れないけれども、しかし安全ではない人もいるわけで、そうすると安心できないという。

【植松】その辺はあと表示があれば全然問題ない話であって。米粉自体の普及ということがメインなわけですから、消費者にとって特にそれは。アレルギーの人はやはり見ますよ。自分の命に関わることなので。

【桔梗】ただ何が通常なのかということを考えると、米粉にはグルテンは入っていないわけで、昔から米粉を使っている人は、米粉なんて言葉ではなくて、「しんこ」と呼ばれていた。この間ある会社の事業者の副社長さんと話した時に、「いや、米粉米粉というからうちも米粉作ってみたけどさ、もともとしんこって言ったべ」。そういう風に言ったのだけれど、米粉を使った何とかですってわざとポップに書いてやつたらすごく売れた。昨日までと同じものなのですよ。同じものなのだけれど、米粉を使って何とかと言つたら、これが売れたんだよって。仙台の文化の中で、お祝いの時に、つるのこもちというものがありますよね。つるのこもちをお振る舞いするのは当たり前だけど、今は誰も知らない。「米粉で作ったつるのこもち」、そうしたら売れるんだと。

もとしんこ、米粉、上新粉だってしんこでしょう。だけど、米粉って書くとうけるのですよね。

【植松】それは消費者の問題もある。

【桔梗】それは消費者の問題なのです。米粉というのは新しいものではないのだけれども、ただ米粉というとグルテンは入っていないものといって買ってしまう可能性もあって。

【植松】でもアレルギーの人は大丈夫ですよ。

【佐々木】米粉もそうですけれども、米デンプンというものもあるんですね。米デンプンの方が、私も実験したのですけれども、米粉だと一旦水を吸います。ところがある時期になると吐き出してしまう。それで、米デンプンを使ったら、ぐつと固まる。水を保持する。ただ、価格はえらく高いです。米粉どころではない。2千円ぐらいする。それを使えば、もっと日持ちするのではないかと私は思っています。あまりにも高いので。ただ、小麦デンプンに米デンプンをちょっと入れてやれば、その分保水力は出る。だから使い方によってはいいけるのではないか。

【座長】小麦デンプンの場合はどうちらかというと、グルテンを取った残りですから、あれはあれで工業化されていますからね。

【佐々木】これからは加工デンプンの表示になりますけどね。

【桔梗】だから小麦と言っても、微粒子にして、山形大学が開発したみたいにグルテンを入れなくても使えるケーキの粉みたいな。粒子を細かくすることによって、米粉なのだけれど、グルテンがなくても膨らむ。パンに、ケーキに向くというものもあるし。でもやはりあえてグルテンを入れないと。お米の性能なのか、機械の粒子の細かさもあるし。そこら辺によつたらグルテンが入っても。例えば米粉の話にはなりますけれども、そういう話もあるから、やはりそこら辺の安全というものも、米粉なんか誰でも分かっている農業政策で、田んぼを持っている人にとっては米粉を作ればお金がたくさんもらえるという政策から始まって、米粉だとお金がもらえる加工製造者がいて、米粉でと言っている部分があるから、いろいろなところでの、一つの国策の中での、でもそこでもやはり安全というものが需要です。それがやはり、なかなか消費者にはそこまでことが分からぬから。だけど安全は言いたいし。

【佐々木】話は戻りますけれども、安全安心のあれではなくて、表示といいますか、甘口辛口とありますね。たまたまうちにもいかの塩辛を作っているのですけれども、買う方は必ず「甘口ですか、辛口ですか」と聞くのですね。だから、塩辛の甘口、塩分濃度はできるだけ少なくしようと思っていますけれども。やはりある程度は塩の成分が入っていないとだめなので。でも甘口にするとは言いますけれども。ところが、切り身関係でも、よく甘口辛口とね。あれはただ塩を減らしているのかも知れませんけれども、辛口だとかなりしょっぱいですね。甘口だと塩を本当に使っているか分からないような気もするので。ただ、消費者の方がそういう求め方をするので、売る方はそのシールを貼ってしまうという悪循環もあることは事実です。

【桔梗】そう思います。そうすると、塩分が少なくなった分、何で保存をきかせるかというと、違う調味料液が必要になってたりもするし、そこにはまた違った製法での加工が必要になってくるので、そこら辺の接点での安全というのもやはり絶対必要になるのですよね。そのためにはお互いに開示して、消費者も勉強して、どうしてここまでできるのかということを学ばないと、しょっぱいだの甘いだのと言つたって、じゃあ甘いのを買つたら腐つたなんて言われたってとんでもない話で。でもそれが日常横行しているわけだから。やはりその接点が安全だと思うから、その安全というものはほど一番やつかしい言葉はないけれども。

【座長】確かにね。昔はいつまでたっても腐らないから安全だという馬鹿みたいな話もありましたからね。

【桔梗】それってどうなのという話でね。

【座長】さて、今までの皆さんの大体のご意見をきいた範囲内においては、モニターについては、大体基本方針としてはこの方向性でほとんど問題はない。あとは具体的に、人選であるとか、その方にやっていただく期

間であるとか、そういうものの中で、いわゆる具体的にこれを運用していく、その時に様々な課題が出てくるでしょうから、それはその都度きちんと把握しながら対処していただければ、見直しの方向性としてはほとんどこれで問題ないだろうというのが、大体皆さんのご意見だという風に感じましたが、大体その方向で、微調整は最終回の段階でまたさせていただきますけれども、それでよろしくお詫びますか。

では、もう一点の難問の取組宣言、及びその最後の総参加運動のイメージ図にこの部分に話を少し集中させていただいて、今日の議事にしたいと思います。

まず、さつきから出ていますのは、安全安心宣言というもののいわゆるメリットを、どういう風に実感してもらうか。桔梗さんから出していただいたアピールポイントをきちんとやる、これは一つの方向性だと思いますけれども、入間田さんがおっしゃったように、なかなかアピールの難しいシチュエーション、業種もある。そういう場合にどうしたらいいのか、そこのところが一つかなと。

もう一つ出て参りましたのは、例えば、富県みやぎ等の話の中でも出ている中で、安全というキーワード、安心でもいいのですけれども、安全があつて初めて安心が出てくるわけですけれども、そういうキーワードを、例えば産業振興とか、いろいろなものの育成の中に入れていくような方向性もあってはいいのではないか。突き詰めていけば、例えば一つの考え方ですけれども、安全の為の設備投資には何らかの形で優遇措置をするとかね。そういうことまで含めて、ここでやれる話かは別ですけれども、そういう事柄も実はあってもいいのかなと。さつきエコの話を持ち出したのは、二酸化炭素の削減に協力すれば、何らかの形で具体的なバックがありますよという話があるわけですから、それを例えれば安全という部分にまで広げてもいいのかなと。基準はなかなか難しいと思いますけれども、逆に言えば基準を作るのが行政の仕事ですから、安全の設備投資、安全の為の投資に対しては、一定程度の何らかのアドバンテージを考える。もしくは、例えば、固定資産税が何かで優遇措置を講じるとか。そういう何かの取り組みの向かい方があってもいいのかなという感じはちょっと受けるのですね。それはメーカーとかそういうレベルの話ですけれども。恐らくそれは流通にまで広げていけると思うのですよ。だから実際問題として、佐々木さんなんか、そういう側面での設備投資というものは、なかなか具体的には難しいですか。

【佐々木】実際に、排水関係とかそういうものに関しては、はっきり国の方で打ち出していますから、補助はあるんですけども。ああいうものというのは、生産にはまるっきり関係ない、後ろ向きの保護なので、お金を使えば使うほど、お金が入ってくる、それによって生産量が増えるわけではない。それも国の補助金はあるんですけども。この安全安心に関しての機械となると、この機械は安全かどうかというところの、労働の方の関連も出でますので、そうすると安全カバーを付けないといけない。それは全部付けてあるので、あまり今のところ特に。何を持って安心安全かという、その辺が、ちょっと線引きが分からないです。

【座長】極端な話をすれば、今おっしゃったように、工場で働く人の安全安心も含めて安全安心という考え方もあるわけですよね。

【佐々木】働く方達は、いわゆる労働局の方での管理チームとして入ってきているのですよ。

【座長】作る食品の安全安心と、変な話ですけれども、安全安心な食べ物を作る人が安全安心に働けないと困るというのも当然あるわけです。

【佐々木】そうです。

【桔梗】そうだと今聞いていて思って、確かにと考えた時に、今まで安全に対する、企業に対するインセンティブはなかったのですよね。確かにそうで、いつもそういうものを仕事として、支援者として携わらせていただくと、安全のためにHACCPを取るとかISOを取るとかは助成金を取りようがあるのですけれども、安全というところの衛生管理とかそうではないところの商品製作に対する安全となると、生産者さんも製造者さんも、何が一番高くなるかというと、人件費なのですよね。要は、機械で作ると、製造だからばんばん作れる

けれども、それなら機械を投入したらいいいのではないのと、でも機械で作るのも安全かと言ったら、おいしくて安全なものは、機械で作るよりはどちらかというと手で作ることの方が、もっとウェイトは高くなるわけで、どんどん安全といふと、やはりそこで必要になってくるのは、一番人件費、その人件費に対するインセンティブがあるかというとないから、宮城県版を作るのであれば、生産者さんにも製造者にしても、安全なものを確保できる、担保できるところであれば、その人件費に対する、人材育成なんだか雇用なんだか分かりませんけれども、そこに対する+αの施策があつてもいいのかも知れませんよね。言われてみれば、皆そこが一番でした。やはり、手間暇かかるのと、いい物を安全に作ろうと思うと、やはり人にいくんです。

【座長】恐らく相原さんは密接に関わっていると思うのですよ。変な話ですけれども、農薬の安全安心というのは、消費者よりもまず第一に自分ですよね。

【相原】西洋野菜はすごく農薬がいらないんです。7年作ってきて、これはすごい野菜だと思いました。例えば日本の野菜はみずみずしいので、すごく農薬をくうわけですよ。水分を保持するために、虫が寄りつくのです。でもあちらの野菜は、すごく水分が少ないので。すごく長いのです。生命力もあるし。煮込んだり、とにかく熱を通すのですね。ですから優れものだなと思って、そんなに消費はないんですけど、ずっと作っています。この中にも、地産地消推進のDとかね、いろいろなところに配達しているのですけれども、やはりすごく大した野菜だと感心しながら、需要はないけれど、それなりに説明して、例えばさっきのルバーブではないけれども、年がら年中同じ場所に同じように生えて、本当に（農薬を）使わなくていいんですよ。

【桔梗】ハーブを想像すればいいですか。

【相原】西洋ふきの、大型のものと言えばいいんですかね。丈夫なんです。

【桔梗】イメージ的にいうと、ハーブも一種の雑草だと。植えっぱなしにしておけばいい。だけど、ここは高く売られていますけれど、あいうものは手間暇はいらなくて、本当に雑草だからなんぼでもというイメージなのですかね。

【相原】ただ草取りが大変なのです。それが、人件費。それでも、やはり人を使わないでやっていますけれど。

【座長】ハーブは丸森なんかでは、田んぼの畦にハーブを植えて、それで虫除けにしているという例がありますね。もっとも、ただ西洋野菜については、日本の環境にない野菜だから、天敵がいないこともある意味あって、一時期カリフォルニアで米を作った時には、いわば外来植物だから、天敵がいないので農薬がいらないという話もあったくらいなのでね。だから、その辺はいろいろな問題があるかなと思うのですけれどもね。地産地消で、ルバーブはどうか分かりませんけれども、ブンタレッラを地産地消でという言い方をするくらいだから、これはこれでいいのかも知れないのですけれども。

【相原】私も、ここにアピールポイントとか、得意分野と言う時に、うちではこれこれこうですよとは言えるのですよ。要するに、減農薬ですよということは言えるのですね。だから私は、こういう認証制度はたくさんあるのですけれども、割と、エコファーマーになろうとして、一生懸命お父さんと農政局、農政課と一緒にやっているうちに、すごく面倒になってくるのですね。農薬はこれとこれを使って、だんだんに減らしていく最後は一つにしろとか言うのですけれども、それに時間を取られて、その時間があるなら働いた方がいいみたいな。そういうのがあって、これは大事なことだなと思いながらも、ついつい億劫になってしまいます。資料も膨大な、書き込みはしているのですけれども。ただ、一言でアピールポイントしてくださいと、あるところで、イベントがあるから言ってくれと言われた時に減農薬としっかり言えるし、有機肥料も入れているので、有機減農薬とかかなという感じで、それだけは言ったのですけれども。自信を持って言える一言。こういう公ではなくて、例えば畠見学に来た人とか、そういう人達には、個人でPRするしかないのです。そういう風にして認知度を高めているというか、そんな感じでやっているだけで。

【桔梗】さきほどおっしゃっていたように、そこの得意分野のところはこの間のピアリングの中からまとめら

れた一部だと思うので、逆に出番のないと言ったらおかしいですけれど、いいことをやっているのだけれども、このカテゴリーが全てではないと思うので、逆にこのカテゴリーを精査していく、もっと増やすとか、こういうものがいいのではないかとか、せっかくいいことをしている人に日が当たらないとやはりよろしくないので、カテゴリーを具体的に考えた方がいいのではないかね。

【入間田】分野別にね。

【桔梗】これだって、衛生の分野と品質の分野と二つありますよね。それから、販売者にとってもその販売促進の部分で地産地消というように、三つのカテゴリーがここにありますから、五つのうちカテゴリー的に言うと三つあるわけで、カテゴリーを作るのか、分野を作るのか。そうしていけばいいかなと。そうすると、参加もしやすくなるでしょうしね。

【座長】あえてお尋ねしますが、今相原さんは、アピールポイントを出せと言われたら減農薬と出す。仮に佐々木さんのところで、食の安全安心取組宣言業者であるということに加えて、アピールポイントを出すとしたら、何になりますか。

【佐々木】一応は無添加というアピールポイントですね。それしかないですね。ここに、農業の方はいろいろ細かく規定されていますけれども、水産はあまり、野放しではないでしょうかけれども、原料そのものは県内だけではなくて海ですから、結局はその、水揚げしたところが産地になってしまうのですよ。だから、仙台湾でも、赤貝は南の方から取ってきて閑上に揚げた方が相場が上がるのでそっちに持って行く。反対にホッキ貝は閑上近辺で捕ってもわざわざその方に持って行くということで、産地となる。もっと大きなことを言うと、イカですね。日本海で捕ってきたイカを八戸に揚げれば八戸産地、新潟の港に揚げれば新潟産地、すけどうだらは同じアラスカの海域でも、アメリカの船が捕ってしまう。公海上で日本の船がたまにとってくるものを北海道産という形になるので、規制のしようがない。産地だとかなり厳しくなる。だから、あまりこういう細かい規定がないのかなと思ったりして。あと、添加物は、あまりないので、それなりの、色素くらいですかね。

【赤尾】この取組宣言というのが、一番できた時というのは、自分で自主基準を定めて、それを行うという話だったけれども、その自分で定める自主基準が管理運営基準ということで結局義務化になってしまったのですよ。そこら辺がちょっと苦しいところもあるんですけれども、そうすると、各営業施設さんの方は、今までどちらかというと緩やかだったものが、そういう風な規制が厳しくなった。ですから逆に広く皆で最低基準である、私は管理運営基準を遵守していますとか、そういう風なのでまずいか、いろいろ特に訴えたいこと、アピールしたいことがあればという風な形でいくのかなと思うのですけれども。

【桔梗】逆に、これは食べ物を作っている製造者さんとか生産者さんにも一緒に言えることで、連合会の方がいらっしゃるからなのだけれども、私も食品の安心安全という市民団体をやりながら思うのですけれども、カテゴリーって、安全基準ってたくさんあるじゃないですか。例えば興味分野が、衛生というものにいく、今いったように、衛生というカテゴリーがあったり、地産地消というものがあったり、その他に食品性能となると、言われていたように添加物というのは性能の部分にきて、それは生協さんとか生協連合さんの方ではとっても、自主基準を作られているから、逆に私の足りないところをたくさんフォローして欲しいと思って、お名前を言わせてもらったんだけれども、添加物とか遺伝子組換え、遺伝子組換えに関しては、醤油を使っていたりすると、そこまでのトレーサビリティを追いかけられないから、アルコールを使っていると、アルコールも遺伝子組換えという場合もあるから、そこまで追いかけられないから、一切使っていませんとは言えないというものがあったとしても、例えば消費者食品という考え方もあって、消費者食品を一切使っていませんとかいうものもあるし、農薬とか無化学肥料というものもあるのだけれども、自分のところをブランディング（：ブランド要素を強化し、競合企業との区別を明確にすること）して言おうと思えば、逆に言うと言えることは出てくるはずなのですね。例えば先ほど言っていたように、近海で揚げても遠洋で揚げても水揚げが日本の国のどこ

かの港に入つていれば一応国産と言うが国産表示ができる、だけど、鱈でも何でもロシアに揚がって冷凍されているものを蒲鉾に使つてしまつたらまた表示が違うということで、それをあえて言うことがブランディングになるし、あえて言うことが安全ということであれば、そこまで細分化すれば、逆に言うと入ると言うのであれば入れる企業が出てくるかなと思うのです。ただ、正直言つて、私も市民団体をやつていろいろな人に来てもらっているけれども、消費者食品と書いたり、たまに遺伝子組換えと書いても、その意味さえ分からない人もいるから、そこまでのものを書いてもコアな消費者さんになつてしまうから、どうなのかなという。

【植松】全然申し訳ないんですけども、感覚が違います。本当に消費者にとって、その企業が、例えば蒲鉾だったら添加物なしとか言っても、それを意識して買う買わないというのは消費者の勝手なわけで、安心安全取組宣言でそれをアピールされたからって、何なのということですよね。食べてはいけないものを売っているわけではないわけで、食品衛生法とか、練り製品なら練り製品の公正基準とかありますよね。それに準拠したもので作っているわけだから、売ってはいけないものを売っているわけではないわけですよね。買ってはいけないものを買うことはほとんどあり得ないわけですよ。だから、何が安全安心かということは、そういうことをアピールされても、逆に事業者としたらそれに縛られてしまって、生産活動が難しくなったり事業活動が難しくなったりしてくるわけですよ。むしろ、例えばレストランとかでうちは地産地消していますみたいな遡及なら可能かも知れないとけども、事業者さんとかだと逆に難しいとは思います。それに、一般消費者にとっては、事業者さんがそういう宣言をしているかどうか、その商品に一個一個書いてあるわけではないわけですね。

【佐々木】書いてないですけども、裏の表示を見れば大体分かります。

【植松】だから、それはあくまでも原材料表記の中の表示の内容の問題であつて、それを遡及する、遡及しないというのは各メーカーさんの問題だから。

【佐々木】買う方は分からぬ?

【植松】買う方は、意識している人は見て買うという程度の問題ですよね。その辺のところは、あまりにも安全安心と言う言葉に、細かく寄りすぎると活動しにくくなるというのもあるわけで、本当に何回も言うようだけども、当然小売業にとっては、売ってはいけないものを売ってはいけないですね。生産者も、当然使ってはいけないものは使ってはいけないし、それで作っているわけだから。そのところをあまりにも追いつめて行き過ぎると、逆に消費者にとっても、選択の基準になるのかな、それが安心安全になるのかなというのは、全然違う観点のところで話が進んでいるような気がしてならないですね。

【佐々木】ただ、今コンタミの問題とかありますけどもね、それはやはりある程度表示していかなければならぬという。やはり、直接入らなくても、こここの工場ではチーズ、乳製品を使用しています。

【植松】それも全部食品衛生法で規定されていますよね。それが遵守されているかどうかというところが、本当にクリアされていれば、あとは消費者の選択の問題なわけですよね。その事業者さんが、本当に食品衛生法を守つて工場を運営しているかどうかというところがというところが最大のポイントなわけですね。

【佐々木】それはあと、各保健所の衛生管理。

【植松】その指導内容がよく見えてこなかつたり、そういうところで営業権を持っていても、例えば食中毒を起こした弁当屋さんだってあるわけじゃないですか。昨年だったら、E店が何かで食中毒を起こしているわけですよ。そういうことが起きるわけですよ。そうすると、せっかく営業許可を取つてはいるのに、それでも起こすじゃないということに対する不安があるわけですよ。だから、そういうことは起こさないということが一番大前提ですよね。人の命に関わることなのだから。それをきちっとやつていますということが分かれば、消費者というのは、そんなに馬鹿ではないので、あとは、取捨選択はできると思うんですね。安い物にどうしても特化して買わなければいけない消費者もいるし、素材を選んで安心安全に特化した物を買っていけ

る消費者もいるし、消費者もいろいろあるわけですよね。その中で宮城県として、安全安心というものをどのように行政として指導していくかというのは、何回もくどいようですけれども、認定を与える時の、HACCPに対する教育とか、衛生に対する教育を、繰り返し繰り返し行つていつたり、表示の内容が間違っていないかどうかとか、そういった基本的なことだと思うんですね。余りにも選考しすぎて、細かいところまでいってしまうと、逆に見えなくなってしまうという、食の安全安心ということだけなので、本当に基本的なことをクリアされていれば、それはそれで。分からぬ時に聞いた時にいつでも答えてくれるくらいのスタンスでいてもらつた方が、消費者として安心なのですね。だから逆に、事業者さんにとっては、例えば消費者相談室とか、そういったところを必ず持つて欲しいくらいの気持ちがあるわけですよ。だからみやぎ食の安全安心取組宣言事業者であれば、必ず消費者相談課みたいなところを必ず持つて、消費者の声を絶えず聞きますみたいな。聞きながらいろいろな商品開発をしますみたいなところの方が、私的には、消費者の意見をよく聞いてくれている企業さんなのだなという、心証が良くなるわけですよ。そのマークが事業者さんの工場に行った時に貼つてありますといわれても、それを絶えず私達が見るわけではないので、そういう取り組みをされている事業者さんだなというのは、スーパーで商品を選んでいる限りは分からないです。

【入間田】今いっているのは、とても良く分かります。そして、ここに新しい改正案として、条例が変わりましてね、改正して、管理運営基準がすごく細かく決まりますよね。だからこれを必須項目とするという、資料4ですね。これはとても重要で、今話を聞いていてそうだなと思ったのですけれども、要するに、法令をきちんと遵守しているということが確認できるということがすごく大切。ただそれはマークとしてはなかなか目に付かないという問題が今あるのですけれども。それで、この管理運営基準が本当に全ての人が、やっていると思うけれども、意識してやられているのか、例えば簡単に言うと手洗いから始まって、温度管理とかがきちんとやられていて、記録されていて、聞いた時に答えられるようになっているかというと、宮城県のいろいろな大きいところ、小さいところが全部そのように今できているかどうかというと、難しいですよね。やれていますも、完璧にやれているかどうかということね。この安心宣言というのは、そういう、宮城県の多くの食に関わる事業者さんだったり生産者さんが、コンプライアンスをきちんと守りますということを、まず基本的には宣言して、それを担保するということが、県内全体の運動としてできるというのが、他所と比べて大きく変わつてきていると思うのですよ。それを意識するために、簡単に「必須項目とする」という一行だと、それで終わってしまうけれども、ここがすごく大切で、ここら辺を担保できるようなものをきちんとするような仕組みというか、指導というか。

【植松】そうですね。ですので、例えば、定期的に、巡回指導を行つた時に、他の県だったら巡回指導は年1回だったりというのを、宮城県は2回やっていますとか、例えば、衛生管理基準に対してこのようなチェックを行つていますとか、そういう方が具体的に、消費者にとっては分かりやすい。

【入間田】そうですよね。だからそういうことを、どこまで、1回が2回にできるかとは別だけれども、宣言してもらう時に、そういうこともきちんと働きかけた上で、宣言してもらうようにすると。それから、桔梗さんがおっしゃっているアピールポイントというのは、本当にその事業所さんがアピールしようと思ったら、一つ一つ違うと思うのですよ、業態によっても違うし。それは、補強する意味で。ただ県という公共なホームページなりに、事業所のアピールポイントを掲載してもらえるシステムがあるということが、一つ大きな仕組み。だから、前に私が見た時には、「四川料理を何とかしてます」というような、取組宣言の中にメニューが書いてあると思って、私は笑ってしまったんですけども。それを、最初は四川料理でもいいと思うのですけれども、だんだんに、例えば温度管理をきちんとしていますとか、自分のところで基準を持っていますとかいうようなことを書いていくのに、だんだんにレベルアップしていくということが重要なんだと思うのです。それで、今言われたこと以外に一つ思っているのが、たくさんのマークがあつて、宮城県としていろいろのものを持つ

ているけれども、今すぐはできないかと思うけれども、このマークについて必ず「安全」ということをキーワードに入れていいけるようなことを思いつつ、例えば食材王国でも、単に県産食品の生産者製造者の方というところに、県内の安全な食品というキーワードを入れていくということを、宮城県として、一つの方針として持っていた大いに、極端な話が、いっぺんにできるとは思いませんけれど、食材王国みやぎの、「安全」というところをクリックすると、全部安全安心宣言に飛んでいいけるような、地産地消の推進店というところの時には、みやぎの安全な安心な地産地消というような一式を入れてもらって、そこをクリックすればこっちに飛んでもらうようなことを、だんだんに下地として、思いとして、今回のリニューアルの時に、私達は提言していっていただきたいと思うのですよ。その上で、マークなんかも、宮城県も本当に勝手なマークを、この大きさも使いづらいと思ったのですけれども、これを例えば食材王国みやぎの食の安全安心取組宣言のマークを並べるとしたら、縦横の割合だって違うし、どうするのだろうと思つたり。そういうのは桔梗さんなんかもお得意の分野だと思うので、そういうことも含めて、トータルとして使えるようなものをマークとして作っていくということも、一つ改正の中に入れ込んでいただきて、そういう根底として、宮城県は全体としていろいろなものを選ぶとか、マークを付ける時にあるということが、いけば、例えば外国に売りに行った時にも、うちとしては他のところよりもコンプライアンスも高いレベルですと言えるのではないかなと思いましたので、そんなこんなということです。

【座長】はい。今の皆さんのお意見の中で、今まで議論に出ていなかった部分が一つ見えてきたのかなと思います。というのは、宣言取組者が1万という目標を掲げたけれども、実際問題として3千にとどまっているという。これは、責任論うんぬんではなくて、どっちに問題があるのか、どっちに課題があるのか。つまり、宣言をする側が面倒くさいからしない、もしくは宣言してもメリットがないからしないのか、それとも宣言させる側、行政がもっと指導性を発揮しないから増えないのか、それともそれに見合ったメリットを与えていないから増えないのか。恐らく両方だと思うのですよ。これまでの議論は、どちらかというと、宣言する側で、宣言することのメリットという議論になっていたわけですけれども、今日の議論は逆に、宣言させるために宮城県はどういう下地を用意してくれるのですかという部分の話になったと思うのですね。特に、やはり今聞いていて思ったのは、取組宣言の前に、実は食品衛生法施行条例に基づく管理運営基準、従来はこれを任意で作って、作ったことによって宣言できますというものだったものが、これが義務化されたことによって当たり前になつた。当たり前になつたのだから、実はその上のものを持ってこなければ宣言できないという話に今なつてゐるけれども、それ以前に、その当たり前のことを宮城県が完全に担保してくれるのであれば、それは宮城県の業者全体が取組宣言と一緒になんだと。その部分だろうと思うのですね。これは次回、最終回への県に対する宿題だろうという風に思いますので、モニターのようにがんがん宿題を出すと、県が非常にいい答えを出してくるという部分もありますので、県が取組宣言のベースになる部分をどういう形で担保してくれるのか、どういう形でその部分で宮城の、例えば付加価値を高めてくれるのか。植松さんがおっしゃったように、例えば巡回指導回数が他の県よりも多いとか、項目が多いとかいうような形でアピールできるというような部分まで含めて、その辺の担保、つまり、宣言をする側からすれば、宣言をしたということは県がこれだけのバックボーンを持っていてくれるから、我々は宮城の取組宣言をしたことによって、実は日本全国の一歩先に出たんですよと言えるようなものを、県としても担保する、お互いにそこを強調しあえる、担保しあえるようなものを、何らかの形で出していただく。片方は、もちろん、さっき出た自分のアピールポイントもあるわけだし、そのアピールポイントを出す県も、そのアピールポイントに匹敵するような、他県と比べて宮城の場合はこれだけ安全安心で優れていますよという部分の、指導力なり、もしくはそといった具体的な施策なりをアピールしていくという。両者がアピールを出し合えるような宣言に持つていけるという形を、次回に宿題として残しておいて、次につないでいきたいと思います。

今日は議論が非常に前向きな議論になっていると思いますので、その部分を含めて、改めてご検討いただければと思います。

よろしゅうございましょうか。時間もだいぶ押して参りましたので。その他の部分で、県から何かございましたらお願ひいたします。

【菅原】（議事録の確認と日程調整）

【座長】それでは、若干時間押しましたけれども、本日の食の安全安心県民総参加運動あり方検討会を終了いたしたいと思います。

県も宿題を1点差し上げております。次回、最終回、できるだけ私も言いよどまないような答申案をお作りいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。